

医療機関の方から寄せられている質問について

R4.10 静岡県

No	質 問	回 答
1	管理票への記載は助成対象となる分のみか？	その通りです。
2	入院時の食事負担額は管理票に記載するのか？	記載しないでください。
3	管理票の日付は診療日を記入しますか？	診療日の属する月の管理票に徴収日で記入してください。
4	訪問看護など1か月分をまとめて翌月に請求することしかできない場合は、管理票はどのように記載すればよいか？	診療日の属する月の管理票に徴収日でまとめて記入していただいて構いません。
5	管理票のみ忘れた人はどのようにすればよいか？	上限額まで徴収して構いません。後日償還払い対応となります。支払を保留、後日調整できる場合は行っていただいて構いません。管理票の日付も、必ずしも順番通りにならなくて構いませんが、受給者が上限を超えて払うことのないように御注意ください。
6	介護保険分も合算、管理票に記載するのか？	そのとおりです。
7	医療費証明書の文書代は助成対象になるか？	対象になりません。
8	管理票と医療費証明書の両方の記載依頼をされた場合はどのように記載すればよいか？	管理票に記載するのは、受給者証を確認し難病医療費助成の対象として扱った分になります。 証明書に記載するのは、受給者証が確認できず、ただの保険診療として扱った分になります。 同じ医療の内容が両方に記載されることのないようにしてください。
9	受給者証がまだ届いていなかった患者の取扱について、病院は償還払い、薬局は支払猶予となった場合など、医療機関によって扱いが異なる場合はどうなるのか？	償還払い対応の指定医療機関は、後日受給者から記載を依頼される医療費証明書を記載してください（管理票は記載しないでください）。 支払猶予対応の指定医療機関は、受給者証と管理票を確認して清算し、管理票を記載してください（医療費証明書は記載しないでください）。 受給者は、証明書と該当月の管理票の両方を請求書と共に県に提出することになります。
10	適用区分が空欄の場合はどのように扱えばよいか？	この説明資料の裏面の③の下線部をご参照ください。
11	2022年10月1日以降に提示があった受給者証へ、指定医療機関の名称が記載されている場合どのように扱えばよいか？	この説明資料の裏面の④の下線部をご参照ください。

管理票の記載については、厚生労働省より資料が提供されておりますので、そちらも御覧ください（県ホームページのトップページにあるサイト内検索で「難病 指定医療機関」で検索）。

特定医療費（指定難病）受給者証 <静岡県版見本>

R4.10 静岡県

特定医療費（指定難病）受給者証									
公費負担者番号	5	4	2	2	6	0	1	4	
受給者番号	0	6	7	0	4	7	1		
受診者	住所及び氏名	〒410-0022 静岡県沼津市大岡 123456789 静岡 サンプル							
	生年月日	平成元年9月9日	性別	男					
保護者	住所及び氏名								
	発行機関								
交付年月日	令和4年9月16日								

※医療機関の方へ 裏面の説明を必ずご覧ください。

有効期間	令和4年10月1日から 令和5年9月30日まで	
負担上限月額	5,000 円	一般 I
入院時食費	全額自己負担	
世帯内受給者	なし	

指定難病名	067	ライソゾーム病
-------	-----	---------

保険者名	全国健康保険協会	
記号・番号	12345	適用区分

◎問い合わせ先

本庁	
静岡県健康福祉部疾病対策課	054-221-3393

①公費負担者番号は、受給者によって異なる場合がありますので必ず御確認ください。

②ここに記載される「一般 I」「上位」などの記載は、適用区分ではありませんので御注意ください。

③適用区分について

通常は、70歳未満は5区分（アイウエオ）、70歳以上は6区分（I II III IV V VI）の6区分のいずれかが入ります。ただし、保険証が変わった場合など、一時的に空欄の場合があります。その場合は、レセプト上の特記事項も空欄としてください。

空欄の際の扱いは以下のとおりとなります。

70歳未満の者 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

70歳以上の者（入院） 57,600円

70歳以上の者（外来） 18,000円

限度額適用認定証の提示、後期高齢者医療広域連合で患者負担割合が3割の保険証の提示があり、明らかに確認できる場合は、そちらの区分を適用していただく構

指定医療機関の記載について

- 各都道府県または政令指定都市の指定する医療機関（難病法に基づき指定された指定医療機関）であれば、医療費助成の対象となります。
- 指定医療機関かどうかの確認は、利用する予定の医療機関に直接お問い合わせください。静岡県の指定医療機関は、静岡県疾病対策課のホームページからも確認できます。
- 受給者証に記載する指定医療機関の追加・変更に係る手続きは不要です。

健康保険証、住所等の変更について

- 健康保険証、住所、氏名等の変更がある場合は、管轄の保健所への届出が必要です。

記載事項変更履歴欄

年月日	変更事項

④指定医療機関欄の記載について

2022年10月以降、静岡県が発行する特定医療費（指定難病）受給者証には「指定医療機関の名称ではなく、「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関（難病法に基づき指定された指定医療機関）」を記載します。

そのため、「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関（難病法に基づき指定された指定医療機関）」であれば、新たに利用する指定医療機関として事前の申請をしてなくても、難病医療費の助成を受けることができます。

順次、「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関」と記載された受給者証に移行しますが、「指定医療機関の名称」が記載されている受給者証であっても、2022年10月1日以降、「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関（難病法に基づき指定された指定医療機関）」であれば医療費助成の対象となります。